

社会福祉法人ひづみ保育園 費用弁償規程

【 趣旨 】

第1条 この規程は、社会福祉法人ひづみ保育園 定款第8条、第21条の規程における役員に対する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

【 報酬の額 】

第2条 役員及び評議員の報酬は、無報酬とする。

【 費用弁償 】

第3条 役員及び評議員等、その他の役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、会議または法人業務を行う場合、費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

【 費用弁償の支給方法 】

第4条 費用弁償の額は、別表に掲げるところによる。

附 則

1. この規程は平成17年6月1日から施行する。
2. この規程は平成29年4月1日から施行する。